

生駒市ごみ半減会議規約

(名称)

第1条 本会は、生駒市ごみ半減会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、平成24年3月に生駒市ごみ有料化等検討委員会から出された、家庭系ごみ有料化についての答申における「ごみ半減トライアル計画」を、市民、行政、事業者との連携で実践し、その有効性等の検証を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ごみ減量に向けた有効な取り組み方針の策定
- (2) ごみ減量に関する全市的キャンペーンの実施
- (3) ごみ減量のための情報収集及び情報提供
- (4) ごみ半減学習システムの構築
- (5) 本規約第14条の地域ごみ半減会議をはじめとする地域活動との連携及び支援
- (6) ごみ半減モデル事業の経過を市民に情報発信
- (7) ごみ減量の仕組みづくりのための協働事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(役割)

第4条 本会は、前条の事業のほか次の活動を行う。

- (1) 「ごみ半減トライアル計画」の進行状況を確認すること。
- (2) ごみ半減モデル事業の効果・費用の検証と全市展開可能性の評価をおこない、「ごみ半減トライアル計画」の実践結果をとりまとめ、市に報告すること。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみ減量の取り組みにアイデアを出せる者
- (2) ごみ減量の推進に対して実働できる者
- (3) 市内でごみ減量に関する活動を実践している団体
- (4) 市内で事業活動をしている事業者
- (5) ごみ問題について専門的知識を有する者

2 会員は、本会を利用して営利目的、政治的活動または宗教的活動を行ってはならない。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会は、随時受け付ける。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

(報償)

第8条 会員の活動は無給とする。ただし、活動に要する実費経費は、申請により支給する場合がある。

(会長及び副会長)

第9条 会議に会長及び副会長を置き、会員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総括し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 若干名

(任期)

第10条 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第11条 会議は会長の招集または過半数の会員の申請で開催し、会長が議長となる。

(機関)

第12条 本会に総会を置く。

(総会の構成及び権限)

第13条 総会は、会長、副会長及び会員で構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長又は会長の指名する者が、議長となる。

3 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

① 事業計画の決定、事業報告の承認その他本会の運営に関すること。

② 本会の規約の改廃に関すること。

③ その他重要な事項に関すること。

(地域組織)

第14条 本会と連携し、地域におけるごみ減量活動の中心となり取り組む組織として、地域に「地域ごみ半減会議」を置く。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、環境事業課内において処理する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長

が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。